

令和8年1月9日

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における 総量の削減等に関する特別措置法等における旧姓使用について

これまで、旧姓の通称使用の拡大やその周知について、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることのないよう、政府全体として取組が進められてきました。

これらを踏まえ、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法及びこれらの法律に基づく政省令等（以下、「自動車 NOx・PM 法令等」といいます。）の規定に基づく申請、届出、交付、通知等（以下、「申請等」といいます。）における旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいいます。以下同じ。）の記載等の運用については、以下のとおりとします。

1 自動車 NOx・PM 法令等の規定に基づく申請等に係る氏名欄における旧姓使用について

自動車 NOx・PM 法令等の規定に基づく申請等については、旧姓を記載することができます。

2 申請書等への併記について

旧姓を併記する場合は、申請者等の氏名欄において、旧姓を括弧書きするなどの方法により記載するものとします。

（例）地球太郎が環境太郎に改姓した場合：環境〔地球〕太郎

3 旧姓の確認

上記1により対応を行う手続について、氏名を証明する書類の提出を求めている場合は、旧姓を記載した公的書類（住民票、個人番号カード等の写し）を提出することなどにより確認を行うこととします。

以上